

再処理施設保安規定の変更認可申請の内容について

1. 使用済燃料の貯蔵等に関する保安に係る措置の追加

燃料貯蔵プール等において使用済燃料を貯蔵する場合は、必要に応じて補給水設備から補給水を供給し、燃料貯蔵プール等の水位を確保することにより、使用済燃料からの放射線を遮へいするとともに、プール水冷却系等により崩壊熱を除去する。

今回、安全上重要な施設であるプール水冷却系及び補給水設備の上記の機能の確保に関し、要求事項を具体的に記載する。

また、上記の他、非常用装置等である非常用所内電源系統及び安全冷却水系の機能の確保に関する要求事項を具体化するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン、燃焼度計測装置、プール水冷却系、補給水設備及び安全冷却水系の安全上重要なインターロック等についても、同様に機能の確保に関する要求事項を具体的に記載する。

プール水冷却系及び補給水設備に係る運転上の制限等

設 備	運転上の制限	運転上の制限を満足していないと判断した場合の措置		
		条 件	要求される措置	完了時間
プール水 浄化・冷 却系	プール水冷却系1系列が運転状態、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能であること。	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. プール水冷却系1系列を運転状態、同系列の他のポンプ又は他の系列を運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
補給水設 備	補給水設備(補給水設備ポンプ2台)が運転可能であること。	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 補給水設備(補給水設備ポンプ2台)を運転可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. プール水の補給手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 1直1回

2. 日常の監視に係る措置の追加

燃料貯蔵プール等の漏えい時における監視強化等の措置を、巡視・点検に係る条文中に追加する。

- ・ 燃料貯蔵プール等^{*1}の漏えい検知装置において目視により水の滴下の有無を確認する（1日1回）。
- ・ 滴下を確認した場合は、放射性物質濃度の分析等によりプール又はピットの漏えいか否かを判断する。その結果、漏えいを確認した場合は、漏えいの状況の推移を1直1回（1日3回）確認する。
- ・ ライニング槽^{*2}において漏えいを確認した場合は、漏えいの状況の推移を1直1回（1日3回）確認する。

*1：燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料移送水路、燃料貯蔵プール、
燃料送出しピット、チャンネルボックス取扱ピット、バーナブルポイズン取扱ピット、
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット

*2：低レベル廃液蒸発缶の凝縮水、海洋放出前の処理済液等を内包するライニング構造の槽

以 上

社内規定への反映内容について

燃料貯蔵プール等における漏えい確認から漏えい箇所の特定、補修に至る措置を、具体的に記載する。

1. 漏えい検知装置等における漏えいの有無の確認等

- ・ 統括当直長^{*1}及び燃料管理課長は、漏えい検知装置等において水の滴下を確認した場合は、滴下の状況の推移を1直1回(1日3回)確認するとともに、放射性物質濃度の分析等により当該設備からの漏えいか否かを判断する。

*1：統括当直長は、ウラン試験終了までは再処理施設本体のみを管轄しており、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の操作に係る責任を有していない。ただし、アクティブ試験以降は統括当直長が全体を管轄する予定。

- ・ 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の水の滴下が当該設備からの漏えいであることを確認した場合は、引続き漏えいの状況の推移を1直1回(1日3回)確認するとともに、機械保修課長に漏えい箇所の特定作業及び補修作業を依頼する。

2. 燃料貯蔵プール等及びライニング槽の漏えい確認時の補修作業

- ・ 機械保修課長は、漏えい箇所の特定作業及び補修作業の依頼を受けた場合は、補修作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告した上で、直ちに漏えい箇所の特定作業に着手し、補修する。
- ・ 前項の補修作業の実施に当たり、機械保修課長は、環境安全及び作業安全の確保を前提に、以下の事項との調整を図りつつ、計画を立てて、速やかに補修作業に着手する。
 - (1) 補修用資機材の準備及び補修作業に従事する要員の確保等の状況
 - (2) 輸送容器から取り出した使用済燃料の受入れ及び貯蔵の状況
 - (3) 施設の定期的な点検作業の状況等
- ・ ただし、統括当直長又は燃料管理課長から、漏えい量の増減傾向を評価した結果漏えい量が10¹ℓ/時を超えるおそれがあるとの報告を受けた場合は、事業部長は、現場における他の作業に優先して、直ちに補修作業に着手するよう機械保修課長に指示する。

3. 燃料貯蔵プール等及びライニング槽の補修作業後の措置

- ・ 機械保修課長は、補修作業を行った場合には、耐圧・漏えい検査等により漏えいのないことを確認し、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告するとともに、管理担当課長及び統括当直長に通知する。

以上